

## 地方公営企業法全部適用への移行について

市は、病院事業の経営形態について、気仙沼市病院事業審議会（以下「審議会」という。）から地方公営企業法（以下「法」という。）の全部適用が最適であると答申を受けたことにより、審議会の答申を尊重するとともに、医療情勢の変化に適時的確に対応し、地域に求められる医療機能を守り続けるため、法の全部を適用する方針を決定しました。

これまでに、関係条例の改正や令和3年度予算が議決されており、令和3年4月の経営形態移行に向けて、現在の進捗状況を報告します。

### 1 病院事業管理者の任命と組織について

病院事業管理者（以下「管理者」という。）に横田憲一市立病院長が就任し、組織については、法の全部適用にあわせて見直しを進め、管理者及び管理者の下に市立病院と市立本吉病院（以下「2病院」という。）を統括する病院事業局の設置、市立病院内に診療支援部の新設、2病院の事務部門を統合した経営管理部への変更などを予定しています。（裏面に組織図）

### 2 例規の改正について

第115回市議会（定例会）にて、気仙沼市病院事業の設置等に関する条例など関係16条例の一部改正を行い、令和2年12月18日に公布されました。

これら条例は、令和3年4月1日から施行することとし、あわせて、組織・就業・会計等の管理規程の制定及び既存規則や規定等の改廃を予定しています。

### 3 広報について

法の全部適用後において、2病院の診療内容や医療費など各種医療サービスに変更はないものの、病院が発出する書類は管理者名で交付されるなど若干の変更点があることから、市民に対して市広報や2病院のホームページで周知を図ります。

### 4 国への届け出について

法の全部適用となった場合、地方公営企業法施行令第28条第2項に基づき、遅滞なく総務大臣に報告します。

# 気仙沼市病院事業組織図

